

地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 公開空地等の通路・広場等に屋根・ピロティを設置する場合の建築基準法上の建築面積の取扱いの緩和	1
2 - 歩行者天国における催事開催許可の弾力化・柔軟化	1
3 - 古物の買受を非対面で行う場合の規制緩和	1
4 - 店舗納品時、配送車両の駐車スペース確保について	2
5 - 貨物運送事業法の規制緩和について	2
6 - 用途地域内の用途制限(出店制限)の見直しについて	2
7 - 市街化調整区域での開発制限の緩和について	3
8 - 都市計画決定及び都市計画による土地収用等の手順の再考	3
9 - 既存建物の大規模修繕・模様替え、増築の建築確認申請の緩和	3
10 - 特殊車両の通行許可に関わる許可条件の見直し	4
11 - 貸切バスの営業区域拡大の恒常化とインバウンド以外への範囲拡大	4
12 - 災害発生時、通行規制区域内への侵入許可について	5
13 - 開発申請の建築手続きについての期間短縮、簡素化の緩和	5
14 - 農地転用の建築手続きについての期間短縮、簡素化の緩和	5
15 - 土地用途規制に対する柔軟な対応	6
16 - シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案	6
17 - 一般住宅・住居を利用した民泊の旅館業法の適用除外	7

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	27年 10月28日	27年 11月18日	公開空地等の通路・広 場等に屋根・ピロティを 設置する場合の建築基 準法上の建築面積の 取扱いの緩和	公開空地の広場等は、賑わいの創出、快適性(憩い)の向上、防災機能の向上、などの多面的な機能を持つが、現行法令では、公開空地等の一般の人が利用する公共性のある通路や広場等に屋根を設置する場合、建築基準法上、屋根及び柱を有することから、「建築物」として取り扱われ、建築上の面積(建蔽率・容積率)に加算されてしまい、多くの公開空地で屋根が設置されていない状況にある。そのため、現状の公開空地等の広場ではビルの前に何も活用されない空間が広がっている。 しかし、屋根自体を設置することにより雨や直射日光を避けることによって、空地の効用をより一層高めることが可能となるとともに、東日本大震災のような大規模災害に際して、公衆が安心して風雨をしのげる空間を都市に生み出すことができる。 そのため、このような更に有用な空間を生み出す障害となっている建築基準法上の建築上の面積に関する解釈の特例などの設置による規制緩和をお願いしたい。	個人	国土交通省
2	27年 10月29日	27年 11月18日	歩行者天国における催 事開催許可の弾力化・ 柔軟化	○経済的社会的効果 道路を柔軟に使用できるようにすることにより、大規模イベントの開催が容易となり、都市の魅力向上、世界に発信し得る新たなソフトパワーの育成等につながる。 ○現在事業を困難とさせている規制 現在、例えば銀座・秋葉原・新宿等の歩行者天国では警視庁の通達(道路使用許可取扱要綱)によって新規催事の開催許可が出されていないように、公共性の高い催事や慣習的に開催されてきた催事でない限りは原則新規催事の開催を認められていない場合がある。 ○提案する新たな措置 歩行者天国における催事開催の許可について公共性や慣習の開催といった従来基準に加えて、集客効果やそれを含めた都市・地域の魅力向上といった新たな基準を設け、新規の催事開催を容易化する。	(一社)新経済連盟	警察庁
3	27年 10月30日	27年 11月18日	古物の買受を非対面で 行う場合の規制緩和	非対面で古物の買受を行うにあたっては、例えば、相手に、免許証等のコピー等と古物を送付してもらい、見積書を転送しない取扱いで簡易書留で送付し、相手から返事を貰った後、代金を本人名義の預貯金口座に振り込むといった本人確認措置をとることが必要とされている(2011年の古物営業法の改正により、書籍メディアについては1万円未満の取引についても本人確認が必要になっている(その他の商材については1万円以上の取引に限定))。 しかしながら、これらの本人確認措置は煩雑であり、リユース市場の活性化を妨げる一因になっていると考えられる。非対面で取引を行う場合には住所及び口座情報を把握することになるため、リアル店舗で対面による本人確認を行う場合よりも、本人の特定性はむしろ確実であるといえる。 2016年1月からマイナンバー制度が開始されることから、マイナンバーを活用するなどより簡易な本人確認措置をご検討いただきたい。	(一社)新経済連盟	警察庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
4	27年 10月30日	27年 11月18日	店舗納品時、配送車両 の駐車スペース確保に ついて	貨物用駐車スペース(貨物用パーキングメーター)の増設及び駐停車禁止区域における営業貨物車両を除外していただきたい。 現在、都市部(特に、商業地区)の店舗への駐車場確保が困難な物件が多い状況にある。 当該店舗への納品は、店舗近隣の「貨物専用パーキング」の使用及び「月極駐車場」を確保する等、配送を行うものの使用可能な施設は極めて少なく、多くの場合、路上駐車を余儀なくされているのが実態である。 このようなことから、路上での作業時間短縮意識(焦り)によるドライバーの安全性低下と、通行量の多い幹線道での2名体制となり、配送コストの上昇が大きな課題となっている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁
5	27年 10月30日	27年 11月18日	貨物運送事業法の規 制緩和について	買物難民等、お困りの方々に対して食事や生活必需品をお届けする場合の基準を緩和していただきたい 現在、事業者自身が所有している以外の商品を125cc以上の車両にてお届けする場合には「一般貨物自動車運送業」の許可が必要となっている。 コンビニエンスストアではインターネットで注文して商品を店頭で受け取る拠点としても利用されている。 これらの商品をお客様が何らかの理由で取りに来られない場合、第三者の所有物を有償で運ぶこととなり、規制の対象となる。 結果、許可を受けた者以外は運べない状態となるため、実質は対応が不可能となる。 「高齢者の孤立化」、「買物難民への対応」等、社会的な課題の解決に役立ちたいと考えているが、この規制が障壁となっているため、配達専業ではなくお客様のニーズによって行う一定の配達サービスについては、「一般貨物自動車運送業」の許可がなくても普通自動車での配達が行えるように規制を緩和していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省
6	27年 10月30日	27年 11月18日	用途地域内の用途制 限(出店制限)の見直し について	都市計画区域内全域での出店を可能にいただきたい。 〔現 状〕 ・第一種低層住居専用地域 コンビニエンスの出店不可 ・第二種低層住居専用地域 150㎡以下の店舗 (コンビニエンスストア可能) 上記2区域のように出店不可やコンビニエンスストアとして十分な広さが確保できず(狭小店舗)、十分なサービスを提供できない状態であり出店、店舗面積等の制限について考慮していただきたい。 また、カウンターサービスが増加しておりカウンターの延長に伴う増築や改装等についても制限の緩和を考慮していただきたい。 〔対応内容〕 ・第一種低層住居専用地域 コンビニエンスストアの出店可能 150㎡ → 200㎡の店舗での出店可能 ・第二種低層住居専用地域 コンビニエンスストアの出店可能 150㎡ → 200㎡の店舗での出店可能 国内小売店の総店舗数は個人商店を中心に年間2万店のペースで減っており、都市部、郊外問わず買物に不便を感じる人が増加している。 特に郊外での小売店(スーパーの撤退)により郡部、郊外での買い物難民が増加している地区が拡大している。 コンビニエンスストアは「社会・生活インフラ」として新たな価値を提供していくことができ、地域のセーフティステーションとして、社会への貢献が可能である。 このような生活環境の変化に対応し、どのエリアにも優良なサービスの提供ができる店舗のために、生活に便利な商品アイテムの増加に合わせて、必要な面積、必要な敷地での出店を可能にし社会のニーズの変化に応えて行きたいと考えている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
7	27年 10月30日	27年 11月18日	市街化調整区域での開発制限の緩和について	開発制限がかかっている市街化調整区域、周辺住民の買い物ニーズがある場合、出店を店舗面積等で一律に規制しないように緩和していただきたい。 〔現 状〕 ・市街化調整区域内でのコンビニエンスストアの出店可否の敷地面積規制基準が行政区ごとに異なっている。 ・市街化調整区域内でのコンビニエンスストアの出店時の建物面積が規制されており、標準店舗面積(200㎡)の店舗が出店できない。 周辺住民のみならず郊外に出向いた車客、トラック等の配送車、営業車等のニーズが多く買物に不便を感じる人が増加している。 コンビニエンスストアは「社会・生活インフラ」として新たな価値を提供していくことができる。 郊外部はトイレ利用できる施設が少なくコンビニエンスストアでの利用が多い状況であるが、店舗面積に制限あるため、最低限必要な売り場面積を確保すると、トイレは1箇所しか設置できない等の不便が出てくる。 このような生活環境の変化に対応し、どのエリアにも優良なサービスが提供できる店舗面積、必要な敷地での出店を可能とし社会のニーズに応えて行きたいと考えている。	(一社) 日本フランチャイズ チェーン協会	国土交通省
8	27年 10月30日	27年 11月18日	都市計画決定及び都市計画による土地収用等の手順の再考	【提案内容】 都市計画決定に至るまでの過程において、都市計画により移転・収用をやむなくされる事業者に対し、十分な意見交換の機会を与えとともに、移転・収用に対する補償内容を提示することを義務付けるべきである。 【提案理由】 (a) 規制の現状 都市計画決定にあたり、地域に対する説明会などが行なわれているが、土地収用の対象となる直接の利害関係者に十分な意見交換の機会が与えられているとは言えない。 「収用委員会」の裁決に委ねる制度がもうけられているが、収用委員会は、主に補償内容の是非を裁決する機能しか持っており、計画策定の段階で利害関係者が計画の是非を問う機会は設けられていない。 収用に対する補償提示も都市計画決定後になされるため、利害関係者は計画の段階で是非を問うにあたり、十分な情報を与えられているとは言えない。 また、都市計画の実施時期が不明瞭であるにも関わらず、補償交渉後ではないと、移転も出来ない。(補償交渉前に移転をした場合、十分な補償が得られない) (b) 要望理由 都市計画による工場敷地収用が決定しているにも関わらず、計画実施時期が不明瞭であり、補償交渉も開始されない場合、設備投資計画が策定出来ず、工場に対する設備投資も抑制せざるを得ない。 また、補償額が明らかにされないと、資金計画にも問題が生じる。 大規模な工場の場合、移転自体が事業の継続に障害をもたらす場合もあり得るが、事業者として意見交換の機会を十分に与えられていない。 (c) 要望が実現した場合の効果 中長期的な設備投資計画・資金計画が明確になることにより、積極的な設備投資、事業計画の展開が可能となる。	(公社) 関西経済連合会	国土交通省
9	27年 10月30日	27年 11月18日	既存建物の大規模修繕・模様替え、増築の建築確認申請の緩和	【提案内容】 高齢者の住み替え、空き家対策の観点からも、既存建物の有効利用を推進するため、以下のとおり、建築基準法に基づく確認申請上の規制の取扱いについて緩和を検討すべきである。 木造以外の小規模建築物(階数2以下、延べ面積500㎡以下、高さ13m以下、軒高9m以下)の大規模修繕・模様替について、木造と同様に確認申請の適用除外とする。 防火地域・準防火地域外の増改築について確認申請が不要とされる床面積「10㎡以内」の規定について、床面積の上限を拡大する(例、20㎡)。また、防火地域・準防火地域においても単体規定の適用を除外する。 【提案理由】 生活、家族構成の変化により、リフォームの必要性があっても、建築基準法上の取り扱いや手続の制約などにより、断念されているケースが多いと推測される。高齢者の住み替え、空き家対策の観点からも、既存建物の有効利用を推進するため、確認申請上の規制について緩和を検討すべきである。	(公社) 関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
10	27年 10月30日	27年 11月18日	特殊車両の通行許可 に関わる許可条件の見 直し	1. 困っている現状、経済的損失を生んでいる現状と改善 の具体的内容及び提案理由 建設機械等が大型化している中でその建設機械等を現場へ搬入したり搬出するにあたり特殊車両の通行許可に附される条件が大変厳しいあるいは実態に即していないため多くの工事現場で次の様な困っている事態が生じると同時に経済的損失が発生しています。 経済活動に支障をきたす規制、地域や現場の状況を考慮しない一律の規制について見直しをしていただきたく提案いたします。 (1) 超重量に関する審査基準について 超重量の審査において国道、都道府県道、市町村道の道路管理者ごとに審査基準が異なる部分があるため国道は走行できるが都道府県道、市町村道が走行できないため現場に行くことができないという問題で困っている。 改善案：超重量に関する国道、都道府県道、市町村道の審査基準を統一していただきたい。 (2) 夜間のみの通行というD条件について 現在の制度においては、超重量物あるいは幅が3mを超える場合は一律に午後9時から翌日の午前6時までの夜間のみの通行しか認められていないが、運転者に深夜労働を求めなければならない、深夜の暗い中での走行あるいは作業は危険が大きく大変困っている。 改善案：一律な条件ではなく、道路が混雑する朝夕の時間帯を除く昼間は通行可能にする、大都市圏を除く地方では昼間も可能とする、交通量の少ない地域については昼間も可能とするといったような全国一律な条件ではなく柔軟な条件にしていきたい。 (3) 幅の問題について 現在の制度においては、積載した状態で幅が3mを超える場合は一律に夜間のみの通行しか認められていないが、建設機械等が大型化している中で3mを超える機械も多く なっているため夜間のみしか運搬することができないことが多くなり困っている。 改善案：D条件の幅の条件を3mではなく3.3mに引き上げていただきたい。 (4) 高速道の問題について 現在の制度においては、重量が44t、幅は3m(NEXCOの北海道、東北、新潟支社管内は3.3m)となっているが使い勝手が悪く困っている。 改善案：高速道路の有効活用という観点から限度重量の引き上げ、幅の上限を3.3m(対面通行の区間を除く)に引き上げていただきたい。	新潟 適正安全輸 送会議	国土交通省
11	27年 10月30日	27年 11月18日	貸切バスの営業区域拡大の恒常化とインバウンド以外への範囲拡大	現在、貸切バスは、安全性評価の認定を受けた事業者がインバウンド旅客を扱う場合に限り期限付きで認可されているが、このところ顕著になってきた運転者不足を助案すると国内需要者においても区域外のバスをチャーターしないと利用者が旅行日程を組めない状況にあるので、国民利便の観点から緩和を要望する。	日本行政書士会連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
12	27年 10月30日	27年 12月9日	災害発生時、通行規制 区域内への侵入許可 について	コンビニエンスストア店舗は被災地域の重要な物資供給拠点であり、そこへ商品供給する配送車は緊急通行車両として指定を検討いただきたい。 大規模災害時には、各行政官庁も混乱する中、所定の交付手続きを経ての「通行許可」の交付が困難なため、事前の交付を検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズ チェーン協会	総警内 務察閣 省庁府
13	27年 10月30日	27年 12月9日	開発申請の建築手続き についての期間短縮、 簡素化の緩和	現状、開発申請手続きに地区により差がある状況。 例えば福岡市では開発申請手続き後、境界確定、事前協議、協議申請、本申請で約3ヶ月、開発検査から公告、建築着工までに1ヶ月の計約4ヶ月の期間を要しており、他県でも窓口となる行政区で日程差が発生している。 具体的には各地区によって期間の格差(3ヶ月～6ヶ月)があり、期間の格差の是正、または期間短縮、簡素化の緩和を考慮していただきたい。 工期を短期にする事、地域の格差をなくし手続きを簡素化で統一することによって早期に事業の進行が可能になり、地区の活性化に繋がっていくと考える。	(一社)日本フランチャイズ チェーン協会	国土交 通省
14	27年 10月30日	27年 12月9日	農地転用の建築手続き についての期間短縮、 簡素化の緩和	現状、各地区で農地転用の申請～許可までの期間にばらつきがある状況。 例えば北九州市の市街化区域については申請～許可まで1日～2日、糟屋郡志免町の場合は毎月20日締めで翌月10日許可とある。その他農業委員会面で面談があるところ、ないところがある。 具体的には各地区によって申請から許可までの期間格差があり期間の短縮、簡素化や統一化を考慮して頂きたい。 申請～許可までの期間を短期で統一する事で地域の格差を無くし、高齢化する地域等への早期事業展開が可能となり利便性向上に貢献できる。	(一社)日本フランチャイズ チェーン協会	農林水 産省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
15	27年 10月30日	27年 12月9日	土地用途規制に対する 柔軟な対応	【提案内容】 その利用目的が「公益に反するもの」「著しく周辺の環境を乱すもの」ではない限り、行政は私有土地の利用に関し、過度の干渉をすべきではない。特に土地の利用目的が、国や地方自治体の施策に則ったものである場合、その裁量の範囲内で柔軟な対応をすべきである。 【提案理由】 (a)規制の現状 土地の用途規制は、都市計画法・建築基準法・条例等を根拠として、地域ごとに建築可能な建物(事業内容)が定められている。また、その他の法令による規制も存在する。(港湾法等) 現状、一部の法令には都道府県知事による許可など特例が認められるものがあるが、そのハードルは極めて高いと思われる。 例えば、過去に取得し長期に渡って遊休地となっている工業用地において、電力需給の逼迫や国による再生可能エネルギー導入促進の施策が本格化したことを受け、同地での太陽光発電事業を計画した。ところが、臨港地区の用途規制について、臨港地区工業港に設置できる建物・構築物に太陽光発電設備が入っていないため、県に対し特例申請で許可を求めたにも関わらず、「雇用を生み出さない太陽光発電事業は工業用地開発の事業目的を逸している」として不許可となった事例もある。 (なお、条例は昭和40年に定められたものであり、太陽光発電事業自体が想定されていないものと思われる。) (b)要望理由 計画建物が周辺環境に極めてそぐわない場合の規制はやむを得ないが、計画において外観・防音・緑地などの点から十分な配慮が認められるのであれば、行政は柔軟に対応すべきである。 また、計画建物が国や地方自治体の施策(再生可能エネルギー利用促進等)に沿ったものであるのならば、過去に定めた都市計画や条例が現状に照らして適切であるかを十分に考慮した上で、積極的に特例を認めるべきである。 (c)要望が実現した場合の効果 ・遊休土地の利用促進 ・土地に対する投資額を抑えることによる、事業拡張、新規事業立ち上げの促進	(公社) 関西経済連合会	国土交通省
16	27年 10月30日	27年 12月9日	シェアリングエコノミー 活性化に必要な法的措置 に係る具体的提案	シェアリングエコノミー(特にホームシェア、ライドシェア)の推進のため、必要な法的措置が行われることが必要。 詳細については、当連盟の提言「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」(2015年10月30日公表)(下記リンク先)をご参照いただきたい。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=457	(一社) 新経済連盟	内閣官房 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
17	27年 11月10日	27年 12月9日	一般住宅・住居を利用 した民泊の旅館業法の 適用除外	【提案の具体的内容】 宿泊施設が現に不足し、今後も宿泊施設の新設が見込めない地域において、一般住宅・住居（区分所有建物を除く）にて年数回程度の民泊を実施する場合は、旅館業法等の適用外とする。 民泊：一般の家庭が対価を受領して、家人が使用している家屋（住宅・住居）に宿泊希望者を宿泊させるものであって、家人と同じ食事を提供するもの 【提案理由】 地方では、期間限定のイベント開催時（祭り等）の観光需要に見合う宿泊施設機能を有さないため、機会損失が生じている。本要望のとおり、一般住宅においても民泊が可能となれば、十分な宿泊施設を有しない地域においても観光業の発展が見込まれるようになり、大規模なイベントやMICEの招致も可能になる。また一般家庭かつ家人が通常住んでいる家屋・住宅とし、かつ年数回程度と限定することで、旅館業法適用外となる宿泊施設の際限ない拡大は防がれると考える。 なお、2015年度規制改革実施計画において、「小規模宿泊業のための規制緩和（イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和）」が盛り込まれたが、「イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケース」のみを旅館業法の適用除外にするとしており、適用如何の判断が曖昧であることから実際の適用は煩雑かつ困難である。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省